

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：農林中央金庫法の一部を改正する法律案規制の名称：(1) 農林中金の必須業務の範囲の拡充(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和(3) 農林中金の理事に係る兼職・兼業規制の緩和規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止担当部局：農林水産省経営局金融調整課評価実施時期：令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i 及び ii

(該当理由)

(1) について

- 今般の法改正による規制対象者は農林中央金庫（以下「農林中金」という。）のみであることに加え、農林中金の必須業務（農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項において、目的達成のために営むものとされている業務をいう。以下同じ。）の範囲の拡充は、会員の構成員への貸付業務等について、農林中金が目的達成のために営むことを義務付けられた業務に追加するものであり、新規業務を設けるものではなく、また、個々の案件の実施はあくまでも民間金融機関たる農林中金の経営判断に基づいて行われることを前提に、実施状況等に応じて罰則を課すこととはしておらず、実施に当たって法令に基づく手続を義務づけるものでもないため、法改正を直接の理由とした追加的な 1 回当たりの遵守費用の発生は想定されず、負担の合計は年間 10 億円未満と推計されるため。

(2) 及び (3) について

- 規制の緩和措置であることから、一律に負担を発生させるものではなく、規制緩和に伴う取組についても、あくまで民間金融機関たる農林中金の経営判断の中で実施されるものであり、負担の合計は年間 10 億円未満と推計されるため。なお、(2) については、規制緩和として、認可申請の代わりに事前届出を行うことを義務づけることとなるが、負担の合計は年間 10 億円未満、かつ、規制対象者である農林中金の遵守費用は 1 回当たり 1 万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計※されるもの(様式 2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。

ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)
----	--

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 農業経営の規模拡大や物流、加工、輸出の取組の進展等により、農業分野の資金需要は拡大しており、今後、地域の農地の受皿となる担い手の規模拡大や事業多角化等に伴い、資金需要は一層拡大する見込みである。このような農業分野の資金需要の拡大に対応するためには、民間資金の更なる活用を促進する必要がある、民間農業融資の大部分を担う農協系統金融機関、とりわけ、大規模な農業者等に対する融資等を役割とする農林中金による農林水産業・関連産業向けの出融資を促進することが重要である。
- ・ この状況を踏まえ、農林中金がその役割を十分に果たしていけるよう、(1) 農林中金の必須業務の範囲の拡充、(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和及び (3) 農林中金の理事に係る兼職・兼業規制の緩和の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

(1) 農林中金の必須業務の範囲の拡充

- ・ 上記のとおり、今後見込まれる農業分野の資金需要の一層の拡大に対しては、農林中金による対応が期待されるところ、農林中金もその役割を認識し、農林水産業向けの出融資を促進する方針を表明している。
- ・ しかしながら、現行法においては、農林中金の必須業務における貸付業務の相手方は、農林中金の会員である協同組織とされ、当該協同組織の構成員である農林水産業者は含まれていないという課題がある（会員以外の者を相手方とする貸付業務については、原則として、主務大臣の認可が必要とされている。）。

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

- ・ 上記のとおり、農業分野の資金需要の一層の拡大が見込まれる中で、農林中金は、農林水産業・食品産業分野に資金供給して農林水産業の発展に更に貢献する役割が期待され、アグリビジネス投資育成株式会社を通じた出資や直接出資の実績も有している。
- ・ 他方、農林中金は、法第 72 条第 1 項第 12 号に掲げる会社であって、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数（総株主等の議決権の 10%をいう。以下同じ。）を超える議決権を保有しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないこととされている。
- ・ 地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社への出資については、認可が下りるか否かの不確実性に加え、認可手続にも相当期間を要することから、規制のかからない基準議決権数以下の出資が商談の前提となり、農林中金が保有する議決権数が抑制されてしまうことや、出資先の期待に応える適時の出資機会を逸することが課題となっている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

(1) 農林中金の必須業務の範囲の拡充

- ・ 農林中金の必須業務の相手方に、会員の構成員を追加するとともに、必須業務たる預金業務に定期積金の受入れを追加する。

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

- ・ 農林中金が、一定の基準に適合する場合において、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数超 50%以下の議決権を保有しようとするときは、主務大臣の認可を受けることを要しないこととし、代わりにその旨を届け出ることとする。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 同上

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

- ・ 同上。

(3) 農林中金の理事に係る兼職・兼業規制の緩和

- ・ 農林中金が農林水産業者向けの出融資を含む資産運用を適切に実施するためには、外部の専門人材を理事として登用し、ガバナンスを強化することも必要である。
- ・ しかしながら、現行法において、理事の兼職・兼業は禁止されており、外部の専門人材を登用しづらいという課題がある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

- ・ 農林中金が、一定の基準に適合する場合において、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数超 50%以下の議決権を保有しようとするときは、主務大臣の認可を受けることを要しないこととし、その旨を届け出ればよいこととする。

(3) 農林中金の理事に係る兼職・兼業規制の緩和の措置

- ・ 理事の就任前の一定期間において農林中金の業務を執行した経験がないこと等の要件を満たす非常勤の理事（以下「非常勤非業務執行理事」という。）について、理事に係る兼職・兼業規制の対象から除く。また、これに伴い、競業者による就任が禁止される役職から非常勤非業務執行理事を除くとともに、非常勤非業務執行理事が競業取引を行う際の手続に関する規定等を整備する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

(1) 農林中金の必須業務の範囲の拡充

- ・ 農林中金は、必須業務として、その会員の構成員である農林水産業者等に対して、広く貸付けを行うことが可能となる（※）。なお、農林水産業向け融資実績等の法改正による効果について、現時点で試算することは困難であるが、事後評価の際には、農林水産業向け融資残高により、定量的に把握することとする。
- ※ 現行法においても、農林中金は、会員の構成員が「農林水産業を営む者であって主務省令に定めるもの」に該当する場合に限り、主務大臣の認可を受けることなく、貸付けを行うことが可能となっているが、必須業務の範囲の拡充により、会員の構成員一般に対する貸付けが認可不要で行えることとなる。

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

- ・ 農林中金は、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数超 50%以下の議決権の保有を迅速に行うことが可能となる。なお、出資実績等の法改正による効果について、現時点で具体的に試算することは困難であり、事後評価までに定量的に把握することとするが、農林中金が基準議決権数超 50%以下の議決権を保有した会社数については、個社の非開示情報に当たることから、農林中金の出資の累計額を指標とすることとする。

【緩和・廃止】

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

- ・ 農林中金は、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数超 50%以下の議決権の保有を迅速に行うことが可能となる。なお、出資実績等の法改正による効果について、現時点で具体的に試算することは困難であり、事後評価までに定量的に把握することとするが、農林中金が基準議決権数超 50%以下の議決権を保有した会社数については、個社の非開示情報に当たることから、農林中金の出資の累計額を指標とすることとする。

(3) 農林中金の理事に係る兼職・兼業規制の緩和の措置

- ・ 農林中金による、外部の専門人材の非常勤非業務執行理事としての登用が可能となり、当該理事の新たな視点・専門性を活かした業務運営が可能となる。なお、登用実績等の法改正による効果について、現時点で試算することは困難であるが、事後評価の際には、非常勤非業務執行理事の登用人数により定量的に把握することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

(1) 農林中金の必須業務の範囲の拡充

<遵守費用>

- ・ 今般の法改正による必須業務の範囲の拡充は、会員の構成員への貸付業務等について、農林中金がその目的を達成するために営むことを義務付けられた業務に追加するものであり、新規業務を設けるものではなく、また、個々の案件の実施はあくまでも民間金融機関たる農林中金の経営判断に基づいて行われることを前提に、実施状況等に応じて罰則を課すこととはしておらず、実施に当たって法令に基づく手続を義務づけるものでもない。
- ・ また、会員の構成員は、新たに必須業務の相手方となるが、これらの者に対する貸付業務等は、認可を受けた上であれば従前から実施可能であり、貸付けの相談に係る対応等は法改正にかかわらず常に発生しているコストであることから、法改正を直接の理由とした追加的な遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

- ・ 農林水産省及び金融庁は、引き続き農林中金の業務執行に対する監督は行うが、今般の法改正による追加的な行政費用の発生は想定されない。

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

<遵守費用>

- ・ 地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数超 50%以下の議決権を保有しようとする際に必要となる事前手続について、認可から届出に緩和されることに伴う追加的な遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

- ・ 農林水産省及び金融庁は、出資の事前手続として、届出の受理を行うことになるが、従来の認可手続は不要となるため、追加的な行政費用は発生しない。

【緩和・廃止】

(2) 農林中金の出資に係る認可手続の緩和

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社の基準議決権数超 50%以下の議決権を保有しようとする際に必要となる事前手続が認可から届出に緩和されることとなるが、当該緩和措置は、あくまで農林中金が健全・適切な業務運営を確保するための基準に適合している場合に限られ、適合状況については、常時モニタリングを行うことから、不適切な出資が行われることは想定されない。
- ・ 出資の実施はあくまで農林中金の経営判断によるものであり、農林中金において法改正を直接の理由とした負担が発生することは想定されない。

<行政費用>

- ・ 農林中金の一定の基準への適合状況のモニタリング、出資に係る届出の受理等は、通常の監督業務の中で

行われるものであり、追加的な行政費用の発生は想定されない。

(3) 農林中金の理事に係る兼職・兼業規制の緩和の措置

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 今回の規制緩和により、外部の人材が農林中金の非常勤非業務執行理事に就任することが可能となるが、当該理事にも、他の理事等と同様に忠実義務が課され、利益相反取引等に係る規制を受けるとともに、任務を怠った場合の損害賠償責任に係る規定が適用される。また、特に、非常勤非業務執行理事には、農林中金との競業分野で兼職・兼業する者も想定されることから、今般、当該理事が競業取引をする場合の手続として経営管理委員会での開示及び事前承認の仕組みも新たに整備することとしており、兼職・兼業者が非常勤非業務執行理事に就任することにより農林中金に損害を与えるリスクも十分に低減されている。

<行政費用>

- ・ 農林水産省及び金融庁は、引き続き農林中金の業務執行に対する監督は行うが、今般の法改正による追加的な行政費用の発生は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 農林中金自身も、農林水産業向けの出融資にこれまで以上に積極的に取り組んでいく方針であることを表明している。また、理事を含め組織全体で専門性の高い外部の見識を導入するという方針の下、法が改正された場合は、非常勤の外部理事の登用を検討することを表明している。
- ・ 法の委任を受けた主務省令の規定ぶりについては、今後も調整を行う。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 「農林中金の投融資・資産運用に関する有識者検証会」(令和6年9月から令和7年1月)
(農林中金の代表理事をオブザーバーとしてメンバーに含む。)
- ・ 有識者検証会のほか、事務方レベルでの打合せについて、令和7年度を通じて、月2～3回のペースで実施し、改正内容に係る意見交換及び調整を行った。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 有識者検証会の議事録については、農林水産省ホームページにて公表されている。
(https://www.maff.go.jp/j/study/nouchu_kensyo.html)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

- ・ 法施行後、５年後に事後評価を実施する。